## 【配置人員に係る報告内容・注意事項】

- 1. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針(別添1-1)の「実施医療機関の配置すべき人員の基準」を遵守し、正確に記載すること。
- 2. 人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が 32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する(医療法第25条第1項)。
- 3. 胚培養士/エンブリオロジストについては、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事している者を記載すること。ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼任している場合は、人数に含めない。
- 4. コーディネーター及びカウンセラーについては、産婦人科専門医・泌尿器科専門医・ 看護師・胚培養士/エンブリオロジストが兼務する場合には、コーディネーター及びカウンセラーには含めないこと。